

独立行政法人大学評価・学位授与機構の教員選考基準に関する規則

平成16年4月1日

規則第48号

最終改正 平成19年3月12日

(目的)

第1条 この規則は、独立行政法人大学評価・学位授与機構教員選考規則（平成16年規則第47号）第3条の規定に基づき、独立行政法人大学評価・学位授与機構（以下「機構」という。）の教授、准教授及び助教の採用及び昇任の選考の基準に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(教授の選考基準)

第2条 教授となることのできる者は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、機構における業務を担当するにふさわしい実務上及び研究上の能力があると認められる者とする。

- 一 博士の学位(外国において授与されたこれに相当する学位を含む。)を有し、研究上の業績を有する者
- 二 研究上の業績が前号の者に準ずると認められる者
- 三 学位規則(昭和28年文部省令第9号)第5条の2に規定する専門職学位(外国において授与されたこれに相当する学位を含む。)を有し、当該専門職学位の専攻分野に関する実務上の業績を有する者
- 四 大学において教授、准教授又は専任の講師の経歴(外国におけるこれらに相当する経歴を含む。)のある者
- 五 専攻分野について、特に優れた知識及び経験を有する者

(准教授の選考基準)

第3条 准教授となることのできる者は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、機構における業務を担当するにふさわしい実務上及び研究上の能力があると認められる者とする。

- 一 前条各号のいずれかに該当する者
- 二 大学において助教又はこれに準ずる職員としての経歴(外国におけるこれらに相当する経歴を含む。)のある者
- 三 修士の学位又は学位規則第5条の2に規定する専門職学位(外国において授与されたこれらに相当する学位を含む。)を有する者
- 四 研究所等に在職し、研究上の業績があると認められる者
- 五 専攻分野について、優れた知識及び経験を有する者

(助教の選考基準)

第4条 助教となることのできる者は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、機構における業務を担当するにふさわしい実務上及び研究上の能力があると認められる者とする。

- 一 第2条各号又は前条各号のいずれかに該当する者
- 二 修士の学位若しくはこれと同等の学士の学位又は学位規則第5条の2に規定する専門職学位（外国において授与されたこれらに相当する学位を含む。）を有する者
- 三 専攻分野について、知識及び経験を有すると認められる者

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成19年3月12日）

- 1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 この規則の適用については、助教授としての在職は、准教授としての在職とみなす。
- 3 この規則の施行日前に、改正前の選考基準により教授又は助教授として選考された者は、この規則により教授又は准教授として選考されたものとみなす。